様式第1号の1(第13条関係)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 町　　長 | 副町長 | 総務課長 | 所　　長 | 副所長 | 係　長 | 係 |
|  |  |  |  |  |  |  |

愛宕山公園行為許可申請書

愛宕山公園内において、下記のとおり行為を行いたいので、愛宕山公園条例第5条第1項の規定により申請します。

利用許可第　　　号

令和　　年　　月　　日

申請者　住所(団体名)

氏名(代表者名)

(TEL　　　　　－　　　　－　　　　　)

色 麻 町 長 殿

記

|  |  |
| --- | --- |
| 行為場所又は  公園施設 |  |
| 行為の目的 |  |
| 行為の期間 |  |
| 行為の内容 |  |
| 許可条件 | 公園条例に定めるものの他、管理者の指示に従うこと(裏面参照)。 |

※使用許可の決定にあたり、暴力団員による使用であるかを確認するため、所轄の警察署長に

照会する場合があります。

愛宕山公園の利用について

1　愛宕山公園の利用について

(1)　公園利用の禁止事項

(ア)　公園を損傷し、又は汚損すること。

(イ)　竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(ウ)　土石、竹木等の物件を堆積すること。

(エ)　土地の形状を変更し、又は土石の類を採取すること。

(オ)　鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

(カ)　はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(キ)　立入禁止区域に立ち入ること。

(ク)　指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。

(ケ)　指定された場所以外の場所でたき火、炊飯、宴会又は野営をすること。

(コ)　公園をその他用途外に使用すること。

(サ)　ペットを公園内に入れること。

(2)　公園を利用できない方

(ア)　保護者の同行しない幼児

(イ)　伝染病患者・精神異常者及び泥酔者

(ウ)　火薬・凶器等の危険物を携帯する者

(エ)　その他秩序をみだす恐れのある者

(オ)　必要な指示に従わない者

(3)　公園内で次の行為をする場合は、町長の許可を受けなければならない。

(ア)　物品の販売、募金その他これらに類する行為をするとき。

(イ)　業として写真又は映画を撮影するとき。

(ウ)　興業を行うとき。

(エ)　競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために、公園の全部又は一部

　　を独占して利用するとき。

(オ)　有料公園施設の内部に広告を表示するとき。

事務所　愛宕山公園管理事務所｢色麻町農業伝習館内｣

所在地　色麻町四竃字東原1番地40

連絡先　電話0229-65-4390　FAX 0229-65-4391